

施術所届出事項変更届出書留意事項

【概略】

- ・ 開設届の届出事項に変更があった場合に必要な届出です。
- ・ ただし、開設者や施術所の場所が変わった場合は変更届出でなく、施設の廃止及び新たな開設届出が必要です。
- ・ 構造設備についても、届出平面図から変更があった場合は届出が必要です。

1 開設者の住所及び氏名の変更

- 開設者が転居等をしたとき、又は、戸籍上の氏名が変わった場合に届出が必要です。
注-----開設者が変わった場合は、現在の施術所を廃止し新たな開設届出が必要です。
- 法人開設の施術所において、法人の本店所在地や法人名称を変更した場合は届出が必要ですが、法人代表者の変更や代表者住所変更では、届出は不要です。

2 施術所の名称

- 施術所の名称を変更する場合に届出が必要です。
- ① 施術所の名称は開設者を明らかにするために、原則として開設者の姓（法人名）を冠しその後業務の種類を入れてください。
※業務の種類・・・「あん摩」、「マッサージ」、「指圧」、「はり」、「きゅう」、「柔道整復」、「ほねつぎ」、「接骨」

単に「〇〇治療院」、「〇〇治療所」など、病院や診療所と紛らわしい名称を使用することは認められません。

「はり科」・「きゅう科」など「科」の文字を使用することも認められません。

例 〇〇鍼灸院、〇〇整骨院、〇〇マッサージ施術所 等 ----- 可

〇〇治療院、〇〇治療所、〇〇はり科治療院、〇〇研究所 等 ----- 不可

また、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復にかかる業以外の医業類似行為名（整体、カイロプラクティック、エステ等）を使用することは認められません。

- ② 上記の名称以外に、公序良俗に反する名称利用者にとって紛らわしい名称、または奇異で意味不明な名称、とりわけ営業的色彩の強いものや、広告違反につながる文言、施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項等は使用できません。

3 開設の場所

- 住居表示等に変更があった場合に届出が必要です。
注-----開設場所が変わった場合は、現在の施術所を廃止し新たな開設届出が必要です。

4 業務の種類の変更

○ 「あんま・マッサージ・指圧」「はり」「きゅう」業務の中で、業務の変更がある場合に届出が必要です。該当する業務の□欄にチェックをして下さい。

注----「あはき」を業務としており、「柔道整復」業務を増やす時は変更届ではなく、柔道整復施術所の新たな届出が必要です。

5 業務従事者

R3.4 改正

- 従事者の増減や、従事者の姓に変更があった場合に届出が必要です。
- 従事者の増加に伴い、一人施術の特例適用外となる場合は併せて構造設備の変更についても届出が必要です。(一人施術の特例については次項6④参照)

変更後のすべての従事者を、「業務に従事する施術者氏名一覧」に記載し、新たに従事した者を

朱枠で囲むこと。

- 「目の見えない者」に該当する方は、欄にチェックして下さい。(あはき届出のみ)

※従事者が減った場合「業務に従事する施術者氏名一覧」は不要です。

6 施設の構造設備概要

- 施術室について

① 6.6平方メートル以上の専用の施術室である必要があります。

② 専用性の確保のため、他の部屋とは固定壁やパーティション等で上下左右を完全に区切り、出入口も固定した扉が設置してください。

③ 施術室面積の7分の1以上を外気に開放する必要があります。

または、施術室内にこれに代わる換気装置がある必要があります。(施術所構造設備平面図に表示すること)

④ 「あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅう」の施術所と「柔道整復」の施術所を併設する場合、それぞれ①から③までの条件を満たした専用の施術室が必要となります。

※一人施術の特例

「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」の施術室は、各々専用のものを設けなければならないが、特例として「施術所の従事者が一人のみの場合で、その従事者が双方の免許を有する場合」のみ施術室の兼用を認めています。

- 待合室について

① 3.3平方メートル以上である必要があります。

② 「あんま・マッサージ・指圧、はり、きゅう」の施術所と「柔道整復」の施術所を併設の場合は、兼用でも良いがそれぞれの施術室に直接通じている必要があります。

- 受付について

① 受付は、待合室、施術室どちらに設置しても良いが、施術室内に設ける場合は施術室の専用性を損なわないようにしてください。

7 その他

- 変更事実の発生から10日以内に届ける必要があります。(10日を過ぎている場合は、遅延理由書の添付が必要です。(様式なし))

- 変更前に届出することはできません。

- 一人施術の特例の有無 (上記6④参照)

「施術所の従事者が一人のみの場合で、その従事者が双方の免許を有する場合」に該当し、一人施術の特例を受ける場合には「有」に○を付けて下さい。

- 併設施設の有無

同一場所で「あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう」と「柔道整復」双方の施術所を開設する場合には「有」に○を付けて下さい。

- ホームページ掲載確認欄

R3.4 改正

これまでの取扱を変更する場合に口にチェックをして下さい。「希望しない」に変更する場合はその理由もチェックして下さい。

◎ 添付書類

1 施術者が増加した場合

(1) 新たな施術者の免許証の写し

○免許証の写しは原本照合が必要です。

○新規免許申請中で免許証が未交付の施術者については、登録済証明書（原本照合必要）を免許証の代わりに添付するものとしますが、免許証の交付後に再度免許証の写し（原本照合必要）の提出が必要です。

(2) 新たな施術者の本人確認書類（運転免許証等）の写し

○業務に従事する施術者本人が確認できる運転免許証等の写し（原本照合必要）等が必要です。

○確認書類としては、運転免許証のほか、パスポート、マイナンバーカード（顔写真がある表面のみ）、厚生労働大臣免許保有証及び氏名、住所、生年月日が確認できる書類等も可とします。

（いずれも原本照合必要）

○上記取扱いを原則としますが、開設者の責任において原本証明した本人確認書類（運転免許証等）の写しでも受付可とします。

※開設者原本証明の例 この〇〇〇〇の写しは、 原本とは相違ないことを証明します。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇鍼灸整骨院 開設者〇〇〇〇
--

2 施術所の構造設備に変更があった場合

施術所の平面図（施術所構造設備平面図例を参照してください。）

○平面図には、待合室・施術室等の寸法（内法）を記載してください。

○施術台（ベッド）、主要な施術器具、消毒設備等の位置を記載してください。

○ドア、窓及び換気装置の位置を記載してください。

○変更前・変更後の図面の添付が必要です。

3 開設者および施術者の氏名に変更があった場合

○法人開設者の名称の変更の場合は、定款の写し、または履歴事項全部証明

○個人開設者の氏名の変更は6ヶ月以内に発行された戸籍抄本等の改姓事実が確認できる行政機関が発行した書類が必要です。

○施術者の氏名に変更があった場合は、上記に加え免許証の写しも添付すること。**（原本照合必要）**。書き換え等申請中で免許証がない場合は、登録済証明書（原本照合必要）を免許証の代わりに添付するものとしますが、免許が本人に交付された後に免許証原本と写しの提出を求めます。（書き換え等申請においても登録済証明書が交付されます。）

4 開設者の住所に変更があった場合

○法人開設者の住所変更（本社移転）の場合は、履歴事項全部証明書等が必要です。

○個人開設者の住所変更の場合は、変更前・変更後の住所が確認できる書類が必要です。

例：運転免許証の写し（原本照合必要）